

## 不動産コンサルティング地域ワーキンググループの

### 登録等に関する要綱

#### (趣旨)

第1条 この要綱は、消費者が信頼できる不動産コンサルティングサービスの普及を図るとともに、不動産コンサルティング業務に係るノウハウを共有し、関係者間でネットワークが構築できるよう、公認不動産コンサルティングマスター（以下「マスター」という。）を核として活動する団体の参加を促すため、公益財団法人不動産流通推進センター（以下「センター」という。）による不動産コンサルティング地域ワーキンググループ（以下「地域WG」という。）の登録等に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### (業務内容)

第2条 地域WGの業務内容は、次の各号とする。

- 一 不動産コンサルティング業務に係る事例やノウハウを共有する活動
- 二 一般消費者に対する不動産の利活用等に関する相談
- 三 不動産コンサルティングに関し地方公共団体等の要請・協定等に基づき行う活動
- 四 不動産コンサルティングに係る普及・啓蒙活動
- 五 その他 地域における不動産コンサルティング業務の発展に貢献する公益的な活動

#### (登録の申請)

第3条 センターによる地域WGの登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、地域WG登録申請書をセンターに提出するものとする。

2 前項の登録申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- 一 地域WGの組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
- 二 これまでの不動産コンサルティングに関する活動実績を記載した書面
- 三 前条の各号のうちいずれかに規定する業務に関する計画書
- 四 前各号に掲げるもののほか、地域WGの業務に関し参考となる書類

3 前条の二号の業務を実施する者は、地域WGに所属するマスター若しくは宅地建物取引士等の有資格者に限るものとする。

4 地域WGに所属する者は、「公認不動産コンサルティングマスター倫理規程」を遵守し活動することを誓約することとする。

#### (登録及び登録要件)

第4条 センターは、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合において、申請内容が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該申請者を地域WGとして登録するものとする。

- 一 申請者が、次のいずれかに該当すること。
    - イ ブロックまたは都道府県の不動産コンサルティング地方協議会
    - ロ 地域の不動産業団体（都道府県等の宅地建物取引業協会、全日本不動産協会都道府県本部、全国住宅産業協会傘下の団体等（支部を含む。））
    - ハ 複数のマスターで構成される協会等の社団法人または NPO 法人
    - ニ その他イからハに準ずる組織・団体であってセンターが認めるもの（ただし、5名以上のマスターで構成されるものに限る。）
  - 二 前号の組織・団体が登録する場合、地域 WG の業務責任者となるマスター1名以上の届出を要するものとする。ただし、前号ニの組織・団体が登録する場合、業務責任者を含む5名以上のマスターの届出を必要とし、単一の営利法人に所属する者のみによって構成される組織・団体の登録は認められないものとする。
- 2 地域 WG は、活動エリアでの独占的な地位を有するものではなく、同一地域で複数の地域 WG が登録し、活動することは妨げない。
  - 3 一人のマスターが複数の地域 WG に参加することに制限は設けないが、2以上の地域 WG の業務責任者を兼務することはできない。
  - 4 地域 WG の登録申請は随時受け付ける。
  - 5 センターは、申請者を地域 WG として登録した場合は、地域 WG 登録通知書により当該申請者に通知するものとするとともに、センターのウェブページ上において、当該地域 WG が登録を受けた旨を公表するものとする。

（登録内容の変更）

第5条 変更の届出は、登録内容変更届出書により行い、速やかにセンターに提出するものとする。

（登録の有効期限及び期限の延長）

第6条 地域 WG の登録の有効期限は、登録を受け付けた日から2年間経過した最初の3月31日とし、地域 WG が遅滞なく前年度の事業報告書またはコンサルティング事例及び翌事業年度の事業計画書をセンターに提出することで、その有効期限は2年間延長されるものとする。

（業務の廃止）

第7条 地域 WG は、その業務を廃止したときには、直ちに業務廃止届出書によりセンターに届け出るものとする。

2 センターは、前項の規定による業務の廃止の届出を受理したときは、登録を取り消すとともに、遅滞なく、当該地域 WG の名称又は商号、連絡先住所及び業務の廃止の届出を受理した年月日をセンターのウェブページ上において公表するものとする。

(活動の支援)

第8条 センターは、地域WGの活動に対して必要な支援を行うことができるものとする。

(登録の取消し)

第9条 センターは、地域WGによる各年度の報告がないときのほか、第4条第1項第一号、第二号に掲げる要件に該当しないこととなったとき、不正な手段により登録を受けたときまたは登録が適当でないとしてセンターが判断したときは、第4条の規定による登録を取り消すことができる。

2 センターは、前項の規定により登録の取消しを行う場合は、登録取消書により当該地域WGに通知するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和6年11月8日から施行する。